

3. 死因究明体制推進に関する 国としての取り組みについて

橋本 岳 衆議院議員 / 自由民主党死因究明体制推進に関するプロジェクトチーム座長

死因究明等推進計画の 概要

現在、国における死因究明に関する諸施策は、平成26(2014)年6月に閣議決定された死因究明等推進計画に基づいて進められている。この計画は、平成24(2012)年6月に成立した死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号、以下、死因究明等推進法)に基づき、内閣官房長官を座長として内閣府に設置された死因究明等推進会議において策定されたものである。ただし、内容は、同会議の下に置かれた明治大学の川端 博専任教授(現・名誉教授)を座長とし学識者などによって構成された「死因究明等推進計画検討会」において、平成24年10月から平成26年4月まで計18回にわたる会議を経て取りまとめに至った報告書がベースとなっており、この報告書の「はじめに」と「おわりに」が省かれた本文がそのまま閣議決定された。

この計画は、高齢社会の進展などに伴う死亡数の増加や、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生の可能性などを背景として、死因究明等を推進する重要性がますます高まっていくであろうことを踏まえ、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められている。計画策定により期待される効果として、「(1) 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な

公益性を有するものとして位置付けられること」「(2) 政府及び地方における死因究明等の推進・実施に係る連携体制の構築を始め死因究明等に係る実施体制の強化が図られること」「(3) 検案する医師の質の向上を始めとした死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られること」、の3点が挙げられている。

重点的施策として以下の8項目が掲げられており、その項目ごとに計画の第2章において各省庁が実施する具体的施策が記されている。

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
なお、死因究明等推進法の第16条に

て、「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする」とされており、一般の死因究明と医療事故調査における死因究明は、行政上はこの条文が根拠となつて別途の取り扱いとなっている。

死因究明等推進計画 におけるAi関連施策の 現状

このうち死亡時画像診断(以下、Ai)については、「6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用」の項目に含まれており、6項目の具体的施策が記載されている。以下にその内容と実施状況を述べる。

●厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)

前段の「検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究」として、厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」(研究代表者：今村 聡・日本医師会副会長)が平成26年度から実施されており、平成27(2015)年3月には平成26年度総括研究報告書がまとめられている。この中では、いわゆる警察医を対象とするアンケートや、Aiにおけるe-learningシ